

令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」 におけるオンライン英会話業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本町では、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導における教授法や指導内容の充実が重要なテーマとなっている。そのため、外国語に親しみながら、聞くこと・話すことに重点を置いた英語活動を支援するため、町立中学校において、オンライン英会話を実施し、生徒1人1人が英語で話す機会を確保し、国際理解の深化、コミュニケーションへの積極的な姿勢の向上、実践的な英語運用能力の向上を図り、主体性や積極性を備えたグローバルに活躍できる人材の育成を目的とする。

この要領は、オンライン英会話業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、本業務に精通し、確かな実績を有し、総合的な観点から最適と判断される事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託

(2) 履行場所

島本町立第一中学校、島本町立第二中学校

(3) 履行内容

別紙「令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間及び履行期間等

契約予定日：令和7年12月22日（月）

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

履行期間：令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
（必要に応じて、履行期間前に履行準備行為を実施するものとする。）

(5) 提案限度額

10,509,000円（地方消費税及び消費税等を含む。）

(6) 担当部署

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 教育こども部教育推進課（担当：吉田・岡澤）

電話番号 075-962-0391（直通）メール k-suishin@shimamotocho.jp

3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は単体企業とし（共同企業体での参加は不可とする）、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 島本町財務規則第107条（平成11年島本町規則第12号）に規定する令和5年度から令和7年度までの指名競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されていること。もしくは名簿に登録されていない者で、島本町入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められること。

なお、名簿に登録されていない者については資格審査を行うため、別途必要な資料を提出すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 島本町から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である事業者でないこと。
- (5) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者でないこと。
- (6) 本業務に関わる者（外国人講師を含む。）が、島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (7) 令和3年から令和7年度までに、国内の自治体において、オンライン英会話の業務実績を有すること。

5 スケジュール

期 日	項 目
令和7年10月14日(火) 午前10時	公募開始（公告） 資料配付開始 質問書受付開始
令和7年10月30日（木） 午後5時まで【必着】	質問書提出期限
令和7年11月6日（木） 午後5時まで【必着】	参加表明書等提出期限 プロポーザル参加資格審査申請書等 提出期限
令和7年11月6日（木）	質問書の回答期日

期 日	項 目
令和7年11月10日（月）	参加資格確認通知 ※失格となった事業者のみ通知します。
令和7年11月14日（金） 午後5時まで【必着】	企画提案書等提出期限
令和7年11月27日（木）	プロポーザル審査会
令和7年12月1日（月）	審査結果通知
令和7年12月4日（木）	契約打合せ（予定）
令和7年12月22日（月）	契約（予定）
令和7年12月23日（火）	業務開始（接続テスト等）

6 関係書類

次の関係書類は、町のホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/23/32288.html>

【ホーム＞町政情報＞事業者向け情報＞入札・契約】

- (1) 令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託プロポーザル実施要領
- (2) 令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託に係る概要説明書
- (3) 令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託に係る仕様書
- (4) 令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」におけるオンライン英会話業務委託に係るプロポーザル審査評価基準表
- (5) 業務委託契約書（案）
- (6) プロポーザル参加表明書（様式1）
- (7) 誓約書（様式2）
- (8) 委任状（様式3）
※支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合は、必ず提出すること。
- (9) 事業実績書（様式4）
- (10) 質問書（様式5）
- (11) 企画提案申請書（様式6）
- (12) 辞退届（様式7）
- (13) 令和8年度「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務」にお

けるオンライン英会話業務委託に係るプロポーザル参加資格申請書（様式 8）

- (14) 営業所一覧表（様式 9）
- (15) 実績調書（様式 10）
- (16) 技術者名簿（様式 11）
- (17) 町税に関する納税状況調査同意書（様式 12） ※町内事業者のみ
- (18) 登録カード（物品製造・役務の提供等）（様式 13）

7 質問及び回答

本業務及びプロポーザルに関し、質問がある場合は、次のとおり担当部署へ提出すること。

- (1) 提出期限

令和 7 年 10 月 30 日（木）午後 5 時まで【必着】

- (2) 提出方法

質問書（様式 5）を作成のうえ、専用フォームでの提出のみとする（来庁による窓口対応、電話その他の方法による質問への対応は行わない。）。

質問書提出フォーム URL : <http://logoform.jp/f/vLCCe>

- (3) 回答方法

質問への回答は、令和 7 年 11 月 6 日（木）中に本町のホームページに掲載する。質問者の名称は公表しない。なお、質問がなかった場合は、その旨を掲載する。

- (4) 回答の効果

回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、又は修正されたものとみなし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期限

令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで【必着】

- (2) 提出方法

郵送のみとし、簡易書留又は一般書留とする。

- (3) 提出書類

●全事業者		
提出書類	様式	添付書類・留意事項等
プロポーザル参加表明書	様式 1	会社パンフレット
誓約書	様式 2	契約書等、業務内容を称するものの写し

委任状	様式 3	支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合
事業実績書	様式 4	

● 4 参加資格要件のうち、名簿に登録がない者 ※追加提出		
提出書類	様式	添付書類・留意事項等
プロポーザル参加資格申請書	様式 8	
営業所一覧表	様式 9	
実績調書	様式 10	
技術者名簿	様式 11	
町税に関する納税状況調査同意書	様式 12	
登録カード（物品製造・役務の提供等）	様式 13	
登録証明書等（写し可）	—	営業に関し法律上必要となる登録証明書等
身分証明書等（写し可）	—	履歴事項証明書 ※申請日前 3 か月以内のもの
納税証明書（写し可） 「その 3」又は「その 3 の 3」	—	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（所管税務署にて発行） ※申請日前 3 か月以内のもの
印鑑証明書（写し可）	—	※申請日前 3 か月以内のもの
財務諸表（写し可）	—	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書等
I S O 認証機関発行の登録証（写し）	—	※取得業者のみ
障害者雇用状況報告書	—	プロポーザル参加資格申請書中、「障害者雇用状況」欄に記入している人数等を確認できるもの

(4) 提出部数
 正本 1 部

9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格要件を満たしている者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時まで【必着】

(2) 提出方法

郵送のみとし、簡易書留又は一般書留とする。

(3) 提出書類

提出書類	様式	添付書類・留意事項等
企画提案申請書	様式5	提案内容書（任意様式。企画内容の分かる関係書類）
見積書	—	見積内訳書（任意様式） ※押印があるもの

(4) 提出部数

提出書類を取りまとめの上、正本1部と副本8部（計9部）をファイリングして提出すること。副本は写しも可とする。

10 企画提案書等の作成要領

(1) 提案内容書

ア 構成

提案内容書は、次の表の項目について、項目順に記載すること。

企画提案内容	・様式は任意とするが、次の事項を記載すること。 1 申請者の事業方針と事業関連性 2 過去の受託実績 3 申請者の英語指導業務に関する理解度及び研究体制 4 外国人講師の確保及び指導力の担保 5 年間の業務スケジュールを円滑に実施するための現場体制 6 申請者における事業の実施体制及び実現性 7 サポート体制とマネジメント体制 8 生徒の主体性・積極性の育成 9 独自提案 10 業務コスト
見積書	・限度額を上限として金額を記載し、押印すること。

イ 提案内容書の規格

提案内容書は、A4判横書きとする。印刷はカラーで両面印刷とし、合計50ページ以内とし、表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を

付しファイリングすること。

ファイルの表紙には、件名「令和８年度島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務におけるオンライン英会話業務委託に係る企画提案」及び事業者名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレスを記載しておくこと。

(2) 辞意表明

参加意思表表明後に辞退を表明する場合、速やかに教育推進課へ連絡し、辞退届（様式７）を提出すること。

11 評価方法

別紙評価基準表のとおり

12 審査・選定方法

別途設置する「島本町英語によるコミュニケーション能力育成業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、プレゼンテーション審査を実施し、評価基準表に基づき評価点を算出する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和７年１１月２７日（木）※詳細な時間及び場所については別途通知する。

イ 実施方法

- ・プレゼンテーション２０分間とし、質疑応答１０分程度とする。
- ・プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。（企画提案書を抜粋したプレゼンテーション用の資料を投影することは可。その場合、対応する企画提案書のページ番号を明記すること。）
- ・プレゼンテーションの説明者は３名以内とし、契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「主担当者」となる者が必ず出席すること。

(2) 選定方法

審査会での全委員の点数を合計し、最も評価点が最も高かった者を委託候補者とする。なお、提案者が１者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、評価点が６割以上であれば、その提案者を委託候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知と公表

審査結果は、全応募事業者文書により通知し、選定された事業者及び選定から漏れた事業者を問わず、事業者名および点数（合計点数及び項目別点数）を全て公表する。なお、審査結果に対する異議申立てをすることはで

きない。

13 契約の締結

- (1) 委託候補者として選定された事業者と契約に向けて、諸条件について詳細協議を行う。なお、委託候補者としての選定をもって、提案の全内容を承認するものではない。
- (2) 詳細協議を経て確定した仕様書に基づき価格交渉等の協議をした上で、改めて見積書の提出を受け、契約を締結する。
- (3) 委託候補者との契約協議において、双方が合意に至らなかった場合には、次点との協議を行う。
- (4) 契約保証金について、契約額の100分の10以上とし、契約締結前に納付することとする。なお、島本町財務規則第117条各号に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (5) 受注者は、本町の承認を得ることなく本業務を他人に委託することはできない。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、本町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

14 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案限度額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局職員又はプロポーザル審査員等関係者に直接、間接を問わず、不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。
- (7) 参加要件を欠くことになったもの。

15 情報公開

提出された企画提案書その他の書類等は、島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第3条第1号に規定する情報とし、同条例の規定に基づき原則として公開される。

16 その他

- (1) 選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (2) 本町は郵便、電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も

負わない。

- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- (6) 選定された成果物に係る著作権は、本町に帰属する。
- (7) 応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。